

5生私振第1894号
令和6年3月26日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長

上 坂 慎
(公 印 省 略)

令和6年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る
事業計画調査書の提出について（依頼）【当初募集】

このことについて、文部科学省から提出依頼がありましたので、該当がある場合は下記
により提出してください。

なお、該当がない場合は、事業計画調査書の提出は不要です。

記

1 補助対象

学校法人が設置する私立幼稚園の施設整備

※令和5年4月1日付けでこども家庭庁が設置されることに伴い、認定こども園に係
る施設整備事業を移管して一本化することとなりました。そのため、令和4年度ま
で対象であった幼稚園型認定こども園（幼稚園部分）について、本補助金での申請
はできなくなりましたので、ご注意ください。

2 対象事業

- 耐震補強工事、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- 防犯対策工事
- 特別防犯対策工事
- 新築
- 増築（定員増に伴う学級数増に伴う増築、36人以上学級の解消のための学級数増に
伴う増築、感染症対策に伴う増築）
- 改築（耐震性不足、耐力度点数不足、築年数経過、預かり保育事業等の実施に伴う
改築）

- アスベスト等対策工事
- 屋外教育環境整備（新增改築と原則同一年度に行われるものに限る）
- エコ改修事業
- 内部改修工事（衛生環境改善・園舎の一部改修）
- バリアフリー化工事

※上記以外の事業については今回募集を行いません。

※預かり保育事業等…子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業（預かり保育事業）及び同号第6号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指す。

※内定以降に契約・着工し、令和6年度内に工事が完了する事業が対象です。

※内定前の事業着手承認は行いませんので、ご留意願います。「事業着手」とは、工事契約の締結を指しますが、工事契約前に着金を支払うなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も「事業着手」に該当します。

上記以外の要件については、別紙「補助メニュー概要」を確認してください。

3 提出書類

- ①別紙「令和6年度事業計画一覧（当初募集）」
- ②別紙様式2「私立幼稚園施設整備費補助金計算書（予定）」

※私学部ホームページからダウンロードの上、作成してください。

【私学部ホームページ】※令和6年3月 日（ ）18時頃掲載予定

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000001027.html>

4 提出期限

令和6年4月5日（金曜日）正午 <厳守>

5 提出方法

メールにてご提出をお願いいたします。

送付先：S1121501@section.metro.tokyo.jp

※件名を 【高橋苑】R6 幼稚園施設整備費事業計画調査書（幼稚園番号7桁 園名） としてください。

6 注意事項

(1) 予算の範囲内で採択されますが、その際は、耐震補強や改築（耐震）など、子供たちの生命に関わる緊急性の高い事業から優先的に採択されます。申請のあった事業すべてを採択できるとは限りませんので、各設置者におかれましては、施設整備

計画を立てる際、設置者の単独実施を前提として資金計画を立てていただき、**補助金収入を見込んだ計画とならないよう**、整備計画を進めてください。

- (2) 事業計画調査書をご提出いただいた後、文部科学省において事業の確認を行い、選定された事業については、後日、追加書類を提出していただきます。**なお、選定をもって事業の採択が内定する訳ではありませんので、ご注意ください。**
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日付文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。
- (4) **国や都から補助金の交付を受けて整備等した塀・フェンス等の撤去・再設置・改修を行おうとしている場合は、財産処分に該当する可能性があります。**財産処分に該当する場合は、事前の承認手続が必要ですので、十分ご注意くださいよう、お願いいたします。なお、財産処分の承認手続は、概ね3か月程度かかりますので、予めご了承ください。
- (5) 特別防犯対策工事については、令和7年度までの時限措置であり、補助率を1/2に引き上げ、事業費の下限額を30万円、上限額を1000万円とします。
- (6) 内部改修工事（衛生環境改善）については、事業計画一覧の備考欄に事業の内容（トイレの改修工事及び手洗い場の設置・改修工事、空調設備の整備）を記載してください。
- (7) 耐震補強工事（耐震診断費）について、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とし、耐震診断の実施に要する費用についても補助対象とします。（※昨年度までの補助制度においても、当該事業（耐震改築工事及び耐震補強工事）の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費（工事着工年度の前々年度支出分まで）を対象としています。）
- (8) 預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施の確認が出来る書類（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）の提出を求めます。
- (9) 事業計画書の提出を依頼する際に、各事業について文部科学省にていずれの予算事業への採択候補事業とするかを指定します。

(担当)

東京都生活文化スポーツ局私学部

私学振興課（助成担当） 高橋

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

E-mail : S1121501@section.metro.tokyo.jp

※お問合せについてはメールでお願いいたします。